十　労働金庫連合会の労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社である同法第五十八条の五第一項第六号（労働金庫連合会の子会社の範囲等）に掲げる会社　同法第五十八条の二第一項第九号（金庫の事業）に掲げる業務

十一　銀行法第二条第十三項（定義等）に規定する銀行持株会社の同条第八項に規定する子会社である同法第五十二条の二十三第一項第十号（銀行持株会社の子会社の範囲等）に掲げる会社　同法第十条第二項第五号（業務の範囲）に掲げる業務

十二　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十六項（定義）に規定する保険持株会社の同条第十二項に規定する子会社である同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号（保険持株会社の子会社の範囲等）に掲げる会社　同法第九十八条第一項第四号（業務の範囲等）に掲げる業務

十三　農林中央金庫の農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第三項（監事）に規定する子会社である同法第七十二条第一項第八号（農林中央金庫の子会社の範囲等）に掲げる会社　同法第五十四条第四項第五号（業務の範囲）に掲げる業務

十四　株式会社商工組合中央金庫の株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第二項（経営の健全性の確保）に規定する子会社である同法第二十九条第一項第六号（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）に掲げる会社　同法第二十一条第四項第五号（業務の範囲）に掲げる業務

第二十五条の五第三号中「の日」の下に「（令第九十七条第八項の規定の適用を受けて同条第一項の規定による承認の申請をする場合には、同条第六項に規定する該当しないこととなった日又は該当することとなった日を含む。）」を加える。

第二十六条の二及び第二十六条の三を削り、第二十六条の四を第二十六条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金に係る帳簿書類の保存）

第二十六条の三　法第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の規定の適用を受けようとする内国法人は、同項の欠損金額が生じた事業年度の第五十九条第一項各号（帳簿書類の整理保存）に掲げる帳簿書類（法第五十七条第二項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものにあつては、当該帳簿書類又はその写し）を整理し、第五十九条第二項に規定する起算日から九年間、これを納税地（同条第一項第三号に掲げる書類又はその写しにあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地）に保存しなければならない。

2　前項の欠損金額が法第五十七条第六項の規定により同条第一項の内国法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたもの又は同条第七項の規定によりみなして適用する同条第二項の規定により同条第一項の内国法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものである場合には、前項中「第五十九条第一項各号（帳簿書類の整理保存）」とあるのは「第八条の三の十第一項各号（連結法人の帳簿書類の整理保存）」と、「第五十九条第二項」とあるのは「第八条の三の十第二項」とする。

3　第五十九条第三項から第六項までの規定は、第一項に規定する帳簿書類の保存について準用する。

4　第八条の三の十第三項から第六項までの規定は、第二項の規定により読み替えて適用する第一項に規定する帳簿書類の保存について準用する。

第二十六条の五を第二十六条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金に係る帳簿書類の保存）

第二十六条の五　法第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定の適用を受けようとする内国法人は、同項に規定する災害損失欠損金額（以下この項において「災害損失欠損金額」という。）が生じた事業年度の第六十六条第一項（取引に関する帳簿及びその記載事項等）に規定する帳簿及び第六十七条第一項各号（帳簿書類の整理保存等）に掲げる書類（法第五十八条第二項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた災害損失欠損金額とみなされたものにあつては、当該帳簿及び書類又はこれらの写し）を整理し、第五十九条第二項（帳簿書類の整理保存）に規定する起算日から九年間、これを納税地（第六十七条第一項第一号に掲げる書類又はその写しにあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地）に保存しなければならない。

2　第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項に規定する帳簿及び書類の保存について準用する。この場合において、同条第四項中「別表二十に定める記載事項」とあるのは「別表二十二の区分の欄に掲げる事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該事項」と読み替えるものとする。

第二十六条の六第一号ロを削り、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　更生手続開始の決定があつたことを証する書類

第二十六条の六第二号ロを削り、同号イ⑵中「再生手続開始の決定に準ずる事実等」を削り、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　令第百十七条各号（再生手続開始の決定に準ずる事実等）に掲げる事実が生じたことを証する書類

第二十七条の十四第二号中「第二十一条の五第九項第五号及び第十項第五号」を「第二十一条の五第五号」に、「第二十一条の十四第五項第五号（特別修繕準備金）」を「第二十一条の十四第二項第五号（特定船舶に係る特別修繕準備金）」に改める。

第二十九条第一項中「第百四十二条の三第二項第二号」を「第百四十二条の二第二項第二号」に改め、同項第一号中「第百四十二条の三第二項」を「第百四十二条の二第二項」に改め、同条第二項中「第百四十二条の三第二項第三号」を「第百四十二条の二第二項第三号」に改め、同条第三項及び第四項中「第百四十二条の三第二項第四号」を「第百四十二条の二第二項第四号」に改める。

第二十九条の三第一項及び第三十条第一項中「を記載した書類その他の財務省令で定める」を「その他の財務省令で定める事項を記載した」に改める。

第三十二条第二項中「修正申告書」の下に「及び更正請求書」を、「別表十七㈢の六まで」の下に「（更正請求書にあつては、別表一㈠及び別表一㈢を除く。）」を加える。

第三十四条第二項中「修正申告書」の下に「及び更正請求書」を、「別表十七㈣まで」の下に「（更正請求書にあつては、別表一㈠から別表一㈢までを除く。）」を加える。

第三十七条第三項第二号中「第二十二条の四十七第九項第六号及び第十項第六号」を「第二十二条の四十七第六項」に、「第二十二条の五十八第五項第六号（特別修繕準備金）」を「第二十二条の五十八第二項第六号（特定船舶に係る特別修繕準備金）」に改める。

第三十七条の三中「第二十六条の四第一項」を「第二十六条の二第一項」に、「第二十六条の四第二項」を「第二十六条の二第二項」に改める。

第三十七条の三の二第二号中「第二十六条の五第二項第一号」を「第二十六条の四第二項第一号」に改め、同条第三号中「第二十六条の五第二項第一号イ⑴」を「第二十六条の四第二項第一号イ⑴」に改め、第二編第一章の二第一節第三款中同条を第三十七条の三の三とする。

第三十七条の三の次に次の一条を加える。

（連結欠損金に係る帳簿書類の保存）

第三十七条の三の二　法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定の適用を受けようとする連結法人は、同項の連結欠損金額が生じた連結事業年度の第八条の三の十第一項各号（連結法人の帳簿書類の整理保存）に掲げる帳簿書類（法第八十一条の九第二項の規定により同条第一項の連結親法人の各連結事業年度において生じた連結欠損金額とみなされたものにあつては、当該帳簿書類又はその写し）を整理し、第八条の三の十第二項に規定する起算日から九年間、これを納税地（連結子法人にあつてはその本店又は主たる事務所の所在地とし、同条第一項第三号に掲げる書類又はその写しにあつては当該納税地若しくは当該本店若しくは主たる事務所の所在地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地とする。）に保存しなければならない。